

第6回 流山市災害医療対策会議 会議録

日 時： 平成26年5月22日（木） 15時から17時

場 所： 流山市役所 3階 庁議室

出席委員： 鈴木会長 中島委員 寺田委員 板津委員 内田委員
小池委員 落合堂委員 向後委員 山口委員（松戸健康福祉センター）
佐々木委員（消防本部） 岡田委員（消防本部）
山崎委員（防災危機管理課長） 染谷委員（健康福祉部長）

欠席委員： 齋藤副会長 藤波委員 山口委員

事務局：（健康増進課）増田 寺田 続木 浅水 吉岡 武田

議事録（概要）

【事務局（増田次長）】

時間となりましたが、第6回目の流山市災害医療対策会議に先立ちまして、今年度初めての会議となります。人事異動等で委員の方の変更がありましたので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

鈴木会長から順によろしく申し上げます。

<委員・事務局 自己紹介>

それでは議長よろしく申し上げます。

【鈴木議長】

ただいまから第6回目流山市災害医療対策会議を開きます。

なお、出席委員13名、欠席委員3名であり委員の半数以上の出席がありますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

初めに、皆様のおかげでマニュアルもだいぶ進んでまいりました。千葉県医師会の担当理事からも参考にさせてほしいというお話を伺っております。

まだまだ細かな部分や、決めていかなければならない部分が多々ありますが、委員の皆様のお知恵を拝借しながら決めていければと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、議題に入ります。

まず議題（1）「協定について」事務局の説明をお願いします。

【事務局（増田次長）】

それでは、お手元の資料1をご覧ください。

皆様のご協力によりマニュアルもほぼ完成し、今後は、このマニュアルを実際に運用していくためにご協議いただくこととなりますが、まず、従来3師会の皆様と締結していた災害時の協定書について、見直していく必要がありますので事務局で案を作成しました。

網掛け部分が新たに追加し、取り消し線部分が従来のものです。主な改正は、協定書の中に本マニュアルに基づいた行動を盛り込みました。

例えば、第1条で「地域防災計画に基づく…」となっています部分を、「流山市医療救護マニュアルに基づく…」という言葉を追加しております。

また、第5条医療救護班の業務という項目では、「傷病者のトリアージ」という項目を追加させていただきました。

他にも修正箇所ございますので、目を通して頂ければと思います。

この案以外に修正が必要なものについて、ご意見等があればご協議いただきたいと思います。

なお、本日の会議の中で確定しなければならないものではありませんので、お持ち帰りいただき各所属でご相談の上、ご意見をいただければと思っております。

【鈴木議長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、今回の元となっている協定書は、かなり古いものです。協定の内容の見直しや文章等については、医師会・歯科医師会・薬剤師会のそれぞれで検討してもらって、次回以降に提案していただければと思います。

また、今後は何年かに一度協議しなおすという文言を追加してもいいのではないのでしょうか。時の流れとともに場所の特性などもめまぐるしく変わりますので、その点も考慮しながら、協定書も考えた方がよいと思います。

他にご意見はありませんか。無いようですので、協定につきましては各所属で再度ご相談いただくということよろしいでしょうか。

今回の資料にはありませんが、医師等の出向料金の設定についても協定を結んでいくことになると思います。流山市も厳しい財政状況のなかで考えていただくこととなるかと思っておりますので、私たちは、半分は専門職としてのボランティアという考え方で、料金についてはある程度ご了解いただきたい。

人口も2025年以降は減少に転じますし、東京オリンピックの開催等で外国人も増えてきます。そうすると海外の感染症が入ってきて、それらが流行することも考えられます。このように、今後の流山市を取り巻く状況は変化していきますので、できればこの会議もずっと続けていき、当時どのようなことを考えていたのかという記録を次世代に残していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、(2)の「その他」に移ります。

こちらについては、事務局からマニュアルの状況について説明したいとのことですので、事務局の説明を、お願いします。

【事務局（増田次長）】

お手元のマニュアルの23ページをお開き下さい。

前回の会議以降、薬剤師会様から各救護所への会員配置についてご報告いただきましたので、一覧表にまとめました。これにより各救護所の体制が確立されました。

また、先日副市長にマニュアルについてレクチャーしたところ、よくここまでまとめていただいたと委員の皆様には感謝しておりました。

ただ、薬の備蓄の部分が未定なので、なるべく早くまとめていただきたいとの話があり、副市長からの提案として、薬問屋と協定を結ぶことはできないかとの投げかけがありました。

問屋との協定やランニング備蓄に対し皆様のご意見を伺いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

【鈴木議長】

救護所の配置については、一目見ればわかるものができて良かったと思います。

ただ今、事務局から薬問屋との協定やランニング備蓄について、意見等がありましたらお願いします。

薬剤の問題ですが、前回も話があったように、それぞれの薬剤の使用期限が問題になってきますし、診療科によって使用する薬剤のことも問題になります。例えば、イソジンという消毒剤がありますが、口腔内の消毒には使えないですね。

【寺田委員】

そうですね。

【鈴木議長】

このように、診療科ごとに使用する薬剤が違います。それぞれの薬剤を備蓄したところで、期限があるため、期限を誰がどのように管理するかという問題もあります。

基本的には最初の3日間は外傷に対する処置がほとんどだと思います。使用する薬剤や衛生材料等のパックを作ったらどうかというご提案も頂きましたが、これもなかなか大変です。

備蓄をするには、お金がかかるし、使用期限で処分をすることでお金を無駄にはできないでしょう。千葉県としての備蓄薬剤は、使用期限が切れると廃棄しているのでしょうか。

【山口委員】

そうだと思います。

【鈴木議長】

そうですね。ただ、市町村で廃棄処分となるとコストの問題上かなり厳しいと思いますし、できる限り無駄にしたくないということになります。

仮に市が卸との協定締結をしたとして、薬剤の使用期限1カ月前などに、市内の医療機関等で使ってもらえるのかという問題があります。

また、卸業者もたくさんありますし、病院ごとに薬剤を購入する経路が違います。確か、既にランニング備蓄を実施している市があると伺いましたが。

【事務局（寺田補佐）】

岡崎市がすでに導入しています。

【鈴木議長】

岡崎市から、何か情報を得た方がよいのではないのでしょうか。

【事務局（寺田補佐）】

岡崎市の場合は、問屋か薬局かに対し、災害用として通常より余分に薬剤を持って頂き、使用期限内に掃ききれない部分を損失部分として毎年市が負担するという事です。また、実際の災害時には余分に持って頂いていた薬剤を市が買い取るということだということです。

市が支出する部分は、薬剤の管理費と損失部分の負担費ということになります。

しかし、流山市の場合ですと問屋がありませんので、どういうところと契約が結べるのかという問題があります。

【鈴木議長】

問屋に関しては板津先生が詳しいと思います。

問屋の大手3社がどのくらい流山市の分として確保できるのか、それを災害時にどの程度優先配布されるのかという問題もありますよね。

薬剤の選定もしっかりしなければいけないです。また薬剤の管理も、使用期限がまちまちですから、管理ができるのかという難しさがあります。

薬剤の備蓄に関しては先進市の事例を調べて頂いて、市のお金で運営することになりますので、無駄に使うわけにはいかない。いずれ決めなければいけないことですから、じっくり考えるべきかと思います。

では、前回の会議からの積み残しについて事務局からお願いします。

【事務局（寺田補佐）】

ありがとうございました。

引き続き、前回からの積み残しについて説明させていただきます。

1点目として、前回救護所の指定をしている南流山中学校の海拔が低いので場合に

よっては浸水してしまうことが想定されるため、2次的な救護所を決めておくべきではないかとの意見がありました。南流山中学校は、避難所にも指定されているため、避難所としてはどのように考えているのかを担当課に確認しました。

避難所としては、南流山中学校や南流山小学校などが、水害により使用できない場合は災害対策本部において代替りの避難場所の指示が出されることとなります。例えば、鱈ヶ崎小学校が大丈夫であれば、そちらを案内するという感じですが、その都度状況に応じて、災害対策本部からの指示があるかと思うので、それに合わせて臨機応変に救護所を設置するようになると考えています。

2点目として救護所にはライトや発電機が必要ではないかとのことでしたが、市の備蓄状況を確認したところ発電機が29台、投光器が38台の災害用備蓄がありましたのでそれらを活用していきたいと考えています。

3点目に現場での診療録についてその後の治療の為に通院している診療所・病院にフィードバックできないかとのことでしたが、診療録に同意のサインがあれば可能になりますので修正しました。32ページをご覧ください、具体的には同意欄とかかりつけ医の欄を設けました。災害後整理し各医療機関に送付するようしたいと思っております。

【鈴木議長】

これも前回からの議題になりますが、何かご意見ありますでしょうか。

【寺田委員】

診療録は、複写になっているのでしょうか。

【事務局（寺田補佐）】

現時点では、複写は考えていません。コピーをとって、原本は市が保管し、コピーしたものを患者さんにお渡しすることを考えています。

【鈴木議長】

災害時の治療は市が行うということなので、記録として残す必要があるということですね。

なにか他にご意見はありますでしょうか。

【落合堂委員】

診療録ですが、かかりつけ医に送付するということですが、これは患者さんがここ（救護所）にかかりましたというお知らせの意味なのか、それともこれからこの病院に行きますよという意味なのか、どちらなのでしょう。

【鈴木議長】

患者さんが救護所で処置を受け、その後かかりつけ医で受けていただくということになりますので、紹介状のような意味で考えていただければと思います。

救護所では簡単な処置しかできませんので。

情報を共有しようというレベルのものであります。

【小池委員】

情報共有ということになると、診療録の送付先はかかりつけ医に限らないですよ。

【鈴木議長】

そうですね。

【小池委員】

そうすると、この文で「かかりつけ医」に限定していることが気になります。提出先がかかりつけ医に限らないので、「医療機関」とかに直した方がいいかと思えます。

【鈴木議長】

確かにその通りですね。「もしくは、医療機関」と付け足した方がいいですね。

【事務局（寺田補佐）】

診療録は、救護所でどのような治療を行ったのかを記録するためのもので、その後かかりつけ医を受診した際に救護所でどのような治療を行ったのかを知らせるために送付するものであるかと思っていたのですが。

【鈴木議長】

かかりつけ医で診られるものにも限界がありますので、かかりつけ医以外にも情報が共有できる方がいいかと思えますので、その文言については検討して頂いてよろしいでしょうか。

【事務局（寺田補佐）】

わかりました。

【鈴木議長】

他にありませんでしょうか。

では私からですが、この投光機と発電機というのはどこにあるのでしょうか。

【山崎委員】

各避難場所の備蓄倉庫です。

各避難場所とも、そこで必要であろうということで備蓄していますが、これを救護所で使用できるかというのは、まだ決まっていないというところです。

【鈴木議長】

今備蓄されている、発電機や灯光器の何台を救護所で使用できるのかを、事前に決めておかないと、当日は必ず混乱するので、救護所用の物は「救護所用」と貼っておかないとわからなくなると思います。

購入やレンタル等方法はいろいろあると思いますが、担当課と事務局とで協議をしていただきたいと思います。

流山市は災害拠点病院がないので、流山市は独自で頑張るしかないと思っています。JMATもDMATも災害拠点病院の松戸市立病院や慈恵柏病院までしか来ないと思っていますので、流山市でできることをやろうというコンセプトでいきましょう。

みんなで協力しながら助けられる命を助けていこうというのが、この会議の最初の趣旨です。

【内田委員】

発電機に関連してですが、今は在宅で人工呼吸器をつけている患者さんが多くなってきているので、その方達の電気の確保についても考える必要があるかと思っています。

【鈴木議長】

そういった方の非常用発電機を市で用意すると大変な数になると思います。在宅で人工呼吸器を使用している方の人数は把握しているのでしょうか。

【事務局（続木補佐）】

小児については、松戸保健所で把握しています。大人に関しては、介護保険等で把握している場合もありますが、全数ではないと思います。

【事務局（寺田補佐）】

家庭用の非常発電として、車のバッテリーから電源がとれるもの等があるようです。

【鈴木議長】

在宅で人工呼吸を使用している方については、平常時から災害時に向けて準備しておく物を具体的に示して、各自で準備してもらうように啓発していくということではないでしょうか。

【事務局（寺田補佐）】

4点目に救護所内での配置図が必要とのことでしたが、今後救護所となる場所を委

員の皆さんに見ていただき、どのような配置が良いのか決めてまいりたいと考えております。

【鈴木議長】

基本的には、一方通行として救護所内で人が交差することがないように考えていただければと思います。

その他、無いでしょうか。

【落合堂委員】

マニュアルの最初の適用の基準についてですが、他に火山噴火があった場合やテロがあった場合などについても追加して、自主的に参集できるようにした方がいいのではないかと。

【鈴木議長】

それぞれの場合の対策本部は市長が参集するので、そうなったら事務局から私へ連絡が入ると思うので、私からみなさんに連絡することとなると思います。

【落合堂委員】

誰がマニュアルの適用を判断するのか等、細かい点についても決めて、マニュアルにあるといいかと思えます。

【鈴木議長】

初動が遅れると、その後の対応も遅れて困るので、初動が遅れないように細かい点を決めておこうということですね。

5強の地震があった場合は、連絡がなくても動いてもらうことになると思う。

【落合堂委員】

地震の5強については、マニュアルに明記されていますが、その他の場合について、市長が判断する旨やその連絡方法などを明記してほしい。

【小池委員】

東葛病院では、5強の地震があったら管理職は全員集合となっている。

【鈴木議長】

災害医療を開始する、起点と号令をどう出し、関係機関に伝えるかということの詳細を決めていきましょう。

【小池委員】

備蓄医薬品の数量というのは、何を根拠に出されている数なのでしょうか。

【事務局（寺田補佐）】

人口規模が近い習志野市を参考にさせていただきましたが、今後この数量や種類についても、薬剤師会等と協議させていただきたいと思っております。

【鈴木議長】

その他に、ご意見等ありますでしょうか。ないようでございますので、本日の会議は、これで終了したいと思います。

次回の会議の開催は、改めて事務局からご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。